

# けんりせんげん なかま権利宣言

けんり  
権利とは、ある物事ものごとをしてよい、またはしないでよいという資格しかくである。特定の利益とくてい りえきを主張しゅちようし、自分じぶんのものにし得る力うとなるものでもある。他人たにんに対して期待たいし要求きたいできる正義よきゆうである。せいぎ

## ぜんぶん (前文)

わたし ひとり じんげん  
私たちは、一人の人間として、地域ちいきの中でより良い暮らしなかにを築よきたいと願ねがっています。

わたし ひとり しみん  
私たちは、一人ひとり市民として、社会資源しゃかいしげんを利用りようし活用かつようし、体験たいけんし、元気げんきで楽しくゆとりもを持ってい生きたいと願ねがっています。

わたし ゆめ きぼう も  
私たちは、夢・希望もを持ちながら、社会しゃかいに働はたらきかけ、自分じぶんらしくい生きたいと願ねがっています。

## だいいっしょう じんけん 第一章 (人権)

- ねんれい せいべつ しょうがい しゅべつ ていど こ ひとり さんちよう  
[1] 年齢・性別・障害しょうがいの種別しゅべつや程度ていどを超こえて、一人ひとりひとりを尊重さんちようしてほしい。
- こじん ひみつ まち してき かんしょう  
[2] 個人こじんの秘密ひみつを守まち、私的してきなことについて干渉かんしょうしない、されない。
- はつげん じゆう みと げんろん じゆう  
[3] 発言はつげんの自由じゆうを認みとめてほしい。(言論げんろんの自由じゆう)
- なっとく せつめい う し けんり  
[4] 納得なっとくできるまで説明せつめいを受けうけたい。(知るし権利けんり)
- なっとく せつめい う じぶん せんたく けつてい  
[5] 納得なっとくできるまで説明せつめいを受けうけたのち、自分じぶんで選択せんたくしたり、決定けつていしたい。
- だんじょこうさい じゆう  
[6] 男女交際だんじょこうさいの自由じゆう。

## だいにしょう ろうどう 第二章 (労働)

- じゅうど しょうがい はたら  
[1] どんなに重度じゅうどの障害しょうがいをもつていても働はたらきたい。
- じぶん あ しごと えら  
[2] 自分じぶんに合った仕事あ しごとをしたい、選えらびたい。
- かんきょう ととの あか たの しごと  
[3] 環境かんきょうの整ととのったところあかで明たのるく楽しく仕事しごとをしたい。
- きゅうよ ほしょう  
[4] 給与きゅうよを保障ほしょうされること。
- しゅうきゅうふつかせい ほしょう  
[5] 週休2日制しゅうきゅうふつかせいを保ほ証しょうされること。
- やす じかん ちと  
[6] 休み時間やす じかんを求ちとめられること。
- じりきしゅっきん ひと そうげい ちと  
[7] 自力出勤じりきしゅっきんできない人ひとの送迎そうげいを求ちとめる。
- なっとく ふとう たいしょ かいこ ばあいうった  
[8] 納得なっとくできない不当ふとうな退所たいしょや解雇かいこの場合ばあいうった訴ばえる。

だいさんしやう せいかつ  
**第三章（生活）**

- [1] 暮らしたいところに暮らしたい。
- [2] 普通の生活を送るために、援助・介護を一人ひとりの必要に応じて受けたい。  
また、場合によっては援助・介助を拒否することもできる。
- [3] 自分らしく自分の生活リズム・生活スタイルを保って生きたい。
- [4] たまには一人の時間も持ちたい。
- [5] 自分自身の記録内容（閲覧を含む）を知ることができる。
- [6] 自分の財産を管理し、守りたい。
- [7] 不当に出ていけと言われた場合には居すわる。

だいよんしやう ぶんか い  
**第四章（文化・生きがい）**

- [1] 地域交流への参加と参画（計画段階から参加する）の自由。
- [2] 学習を求め、受け、自分自身をたかめる文化的活動の自由。

だいがしやう た  
**第五章（その他）**

- [1] 施設（事業所）の会計（運営）を知る権利、報告を受ける権利をもつ。
- [2] 健康を維持するために医療を受ける。
- [3] 相談できる専門機関を利用する。
- [4] 個人の信仰の自由は保障される。
- [5] 各自治会を基になかま連合会を組織する。

いじやう けんりせんげん  
以上のことを“なかま権利宣言”といたします。